

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県白井市河原子字大割251番地2

氏 名 有限会社五栄工業

代表取締役 佐藤 正幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和7年12月20日

許可の有効年月日 令和12年12月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
- (エ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (オ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (カ) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 繊維くず

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周囲への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年12月20日 新規許可

令和7年12月20日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
破砕施設 (施行令第7条第8号の2)		金属くず 240t/日(30t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 240t/日(30t/時×8時間) がれき類 240t/日(30t/時×8時間) (平成12年10月19日)	1	千葉県白井市河原子字大割 251番2、 251番3、 251番4	
破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成17年8月8日、 第17-20-1-74号)		廃プラスチック類 4.6t/日(0.575t/時×8時間) 紙くず 4.7t/日(0.588t/時×8時間) 木くず 4.2t/日(0.525t/時×8時間) 金属くず 4.2t/日(0.525t/時×8時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 4.8t/日(0.6t/時×8時間) (平成17年10月11日)	1		
圧縮施設		廃プラスチック類 10t/日(1.3t/時×8時間) 紙くず 10t/日(1.3t/時×8時間) 繊維くず 10t/日(1.3t/時×8時間) (平成28年11月4日)	1		
処理前	がれき類保管施設	◎	9.8m ² 8.5m ³		1
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設	◎	24m ² 30m ³		1
	木くず保管施設	◎	24m ² 30m ³	1	
	廃プラスチック類保管施設	◎ ◎	15m ² 13m ³	2	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず保管施設	◎	20m ² 17m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)			処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前	金属くず保管施設	Ⓟ Ⓠ	9.8m ² 8.5m ³	2	千葉県白井市河原子字大割 251番2、 251番3、 251番4
	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず保管施設	Ⓡ	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	1	
処理後	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類保管施設	Ⓐ	19m ² 17m ³	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設	Ⓔ	24m ² 30m ³	1	
	廃プラスチック類保管施設	Ⓡ	15m ² 13m ³	1	
		Ⓢ	30m ² 30m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類保管施設	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	4	
	繊維くず保管施設	Ⓡ	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	1	
	紙くず保管施設	Ⓡ	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設	Ⓔ	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	1	
廃プラスチック類保管施設	Ⓡ Ⓒ Ⓢ	6.8m ² 8.0m ³ (コンテナ)	3		
金属くず保管施設	Ⓢ	8.6m ² 16m ³ (コンテナ)	1		

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理後	木くず、廃プラスチック 類紙くず保管施設	① 8.6m ² 16m ³ (コンテナ)	1	千葉県白井市河原子字大割 251番2、 251番3、 251番4
	木くず保管施設	② 8.6m ² 16m ³ (コンテナ)	1	
残さ物保管施設		③ 50m ² 40m ³	1	
		④ 30m ² 24m ³	1	
		⑤ 9.8m ² 8.5m ³	1	

(以下余白)

